

浦安市創業支援資金融資のご案内

この制度は、浦安市が千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て、市内において、個人による創業に係る必要な事業資金および新たに企業を設立して行う事業の開始に係る必要な事業資金をあっせんする制度です。

融資を受ける資格要件

創業者が創業または創業の事業実施のために必要な設備資金および運転資金です。新会社設立のための資本金（株式取得金）は、対象になりません。

- 個人が新たに事業を開始する場合
- 個人が新たに会社を設立する場合
- 中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合
- 個人で個人創業後5年を経過していない場合
- 個人で会社設立後5年を経過していない場合
- 会社が新たに会社を設立した会社であってその設立後5年を経過していない場合を対象にしています。

融資対象者

- 個人または会社が事業開始に係る具体的計画を有するもの
 - 事業を営んでいない個人が、貸付実行がなされた日から1カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。（融資申請者：個人）
 - 事業を営んでいない個人が、貸付実行がなされた日から2カ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する当該創業などを行う具体的な計画を有するもの。（融資申請者：個人）
 - 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。（融資申請者：設立する会社）
 - 個人または会社が事業を起こし、事業開始した日（事業の開始が確認可能な日）または会社を設立した日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの
 - 事業を営んでいない個人が事業を開始した日（事業の開始が確認可能な日）以後5年を経過していないもの。（融資申請者：個人）
 - 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの。（融資申請者：設立された会社）
 - 会社が、新たに設立した会社であって、その設立の日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの（融資申請者：設立された会社）
- 注記：これまで、会社の経営や個人事業をしていた場合は、対象になりません

貸付要件

- 創業者（融資申請者）が個人である場合
 - 市区町村税を滞納していないこと
 - 市内で創業を行うことまたは市内で事業を営んでいること
 - 創業をしようとする場合にあっては、市長が別に指定する研修を受けていること
 - 信用保証協会の創業関連保証を受けることができること
- 創業者（融資申請者）が会社である場合
 - 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立する場合にあっては、市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいること
 - 市税を滞納していないこと
 - 市内で創業を行うことまたは市内で事業を営んでいること
 - 信用保証協会の創業関連保証を受けることができること

連帯保証人について

- 保証能力を有すること
- 市区町村税を滞納していないこと
- 連帯保証人の提出書類
 - 印鑑証明書
 - 完納証明書
 - 固定資産税評価証明書

融資限度額

2,000万円以内

注記：運転資金および設備資金の合計額が2,000万円以内です

融資期間

- 運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
- 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む）

返済方法

割賦償還

融資利率（令和3年4月1日から）

融資期間が

- 1年以内 =1.8パーセント
- 1年超から3年以内 =2.0パーセント
- 3年超から7年以内 =2.1パーセント
- 7年超から10年以内 =2.4パーセント

市の利子補給率

融資利率と同率

- 利子補給については、借入者と貸付金融機関との間で取り交わす最初の契約にかかる期間となり、月ごとではなく、半年毎に利子補給が行われます（融資金機関から振り込まれます）
- 受領された利子補給額については、確定申告や決算の際は必ず計上してください

※ ただし、次のいずれかに当てはまる場合、その事象の発生日以後の約定返済日から利子補給の対象外となります。

- ① 事業を廃止した場合
- ② 事業所を浦安市外に移転した場合
- ③ 約定通りの返済が行われていない場合（延滞、返済期間延長、元金据置など）

中小企業者とは

創業支援資金融資における中小企業者とは、資本金または従業員数のどちらか一方が次に該当する法人および個人です。

- 製造業、その他の事業（以下の業種を除く）
資本金3億円以下、従業員数300人以下
- 卸売業
資本金1億円以下、従業員数100人以下
- サービス業
資本金5,000万円以下、従業員数100人以下
- 小売業
資本金5,000万円以下、従業員数50人以下
- ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）
資本金3億円以下、従業員数900人以下
- ソフトウェア業または情報処理サービス業
資本金3億円以下、従業員数300人以下
- 旅館業
資本金5,000万円以下、従業員数200人以下

創業支援融資の対象業種

- 千葉県信用保証協会の保証対象業種が融資の対象になります
- 千葉県信用保証協会の保証対象業種にならないものは融資の対象外です
 - 保証対象にならないもの
 - ◇ 農林漁業（保証対象業種に指定されているものを除く）
 - ◇ 風俗営業飲食業（食事の提供を主たる目的とするもの、および風俗営業飲食業保証に該当するものを除く）
 - ◇ 金融業（クレジットカード業、割賦金融業、金融商品取引業〔補助的金融商品取引業を除く〕、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、金融代理業〔金融商品仲介業に限る〕を除く）
 - ◇ 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
 - ◇ 土地売買業（投機目的のみ）
 - ◇ 特殊浴場業のうち風俗関連営業
 - ◇ 易断所、観相業、相場案内業
 - ◇ 競輪・競馬などの競走場、競輪・競馬などの競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬など予想業、娯楽業のうち風俗関連営業
 - ◇ 興信所のうち、もっぱら個人の身元・身上・素行・思想調査などを行うもの
 - ◇ 芸ぎ周旋業、集金・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係る場合を除く）
 - ◇ 学校法人、宗教法人、中間法人
 - ◇ 政治・経済・文化団体
 - 許認可が必要な業種を創業する場合また営んでいる方は、許認可を融資申請者名義により取得または取得する見込みが確実になければ融資の対象にはなりません
 - 一時的または投機的なものは融資の対象にはなりません
 - 過去の事業経験などをみて、開廃業を繰り返しているものは融資の対象にはなりません

その他

- 設備資金は、市内に設置する設備に限ります。
- 市内で1年以上同一の事業を行い、設立して5年を経過していない中小企業者は、創業支援資金（運転資金・設備資金）と本市の「融資のご案内」に記載されている資金が融資対象になりますので、融資資金の選択は、融資申請者の判断になります

借入申請者の提出書類

個人が新たに事業を開始する場合、または個人が新たに会社を設立する場合

- 浦安市創業支援資金貸付申請書
- 信用保証委託申請書（申込書、概要、依頼書、個人情報取り扱いに関する同意書）
- 確定申告書および決算書の写し（税務署受付印のあるもの。確定申告を行った方で新規の場合2期分）
- 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）
- 完納証明書など（発行3カ月以内のもの）
- 固定資産評価証明書（発行3カ月以内のもの）
- 許認可証の写し（許認可業種の場合）
- 見積書の写し（設備資金の場合で、発行から1カ月以内のもの）
- 創業・再挑戦計画書
- 研修を受けたことを証明する書類（浦安市の創業支援セミナー、千葉県信用保証協会の創業スクールの修了証の写し）

留意事項

- 書類は各1部ずつ提出してください
- 上記のほかに業種、営業形態などにより追加される条件・書類などがあります
- 2回目以降の申し込みで印鑑証明書については、変更のない場合は不要です

個人が個人事業を開始して5年を経過していない場合、または個人が会社設立後5年を経過していない場合

- 浦安市創業支援資金貸付申請書
- 信用保証委託申請書（申込書、概要、依頼書、個人情報取り扱いに関する同意書）
- 確定申告書および決算書の写し（税務署受付印のあるもの。確定申告を行った方で新規の場合2期分）
- 残高試算表【決算から6カ月以上経過している場合（法人のみ）】
- 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）【発行3カ月以内のもの（法人のみ）】
- 定款（法人のみ）
- 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）
- 完納証明書など（発行3カ月以内のもの）
- 固定資産評価証明書（発行3カ月以内のもの）
- 許認可証の写し（許認可業種の場合）
- 見積書の写し（設備資金の場合で、発行から1カ月以内のもの）
- 創業・再挑戦計画書
- 資産・負債の確認できるもの（創業1年未満の場合）

留意事項

- 書類は各1部ずつ提出してください
- 上記のほかに業種、営業形態などにより追加される条件・書類などがあります
- 2回目以降の申し込みで、定款、印鑑証明書については、変更のない場合は不要です

連帯保証人の提出書類

- 印鑑証明書
- 完納証明書
- 固定資産評価証明書

中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合、または設立した会社が5年を経過していない場合

- 浦安市創業支援資金貸付申請書
- 信用保証委託申請書（申込書、概要、依頼書、個人情報取り扱いに関する同意書）
- 確定申告書および決算書の写し（税務署受付印のあるもの。確定申告を行った方で新規の場合2期分）
- 残高試算表（決算から6カ月以上経過している場合）
- 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（発行3カ月以内のもの）
- 定款
- 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）
- 完納証明書（発行3カ月以内のもの）
- 固定資産評価証明書（発行3カ月以内のもの）
- 許認可証の写し（許認可業種の場合）
- 見積書の写し（設備資金の場合で、発行から1カ月以内のもの）
- 創業・再挑戦計画書（新たに会社を設立する場合）
- 資産・負債の確認できるもの（創業1年未満の場合）

留意事項

- 書類は各1部ずつ提出してください
- 上記のほかに業種、営業形態などにより追加される条件・書類などがあります
- 2回目以降の申し込みで、定款、印鑑証明書については、変更のない場合は不要です

連帯保証人の提出書類

- 印鑑証明書
- 完納証明書
- 固定資産評価証明書

申し込み

市内に支店を有する金融機関

調査

市役所、金融機関および信用保証協会が申し込み内容について調査します。

審査

浦安市において、融資の適否の審査を行います。

注記：融資決定までの間に、市から信用保証協会に信用保証を依頼します。審査の結果・状況によっては、決定額が減額または却下になる場合がありますので、ご注意ください

決定

信用保証協会の保証承諾後、市が融資を決定します。

貸し付け

市の決定を受け、金融機関から貸し付けが実行されます。

貸付金融機関一覧

- みずほ銀行
- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 千葉銀行
- 千葉興業銀行
- 京葉銀行
- 東京ベイ信用金庫
- 東京シティ信用金庫
- 東栄信用金庫
- 商工組合中央金庫

問い合わせ

千葉県信用保証協会本店 電話：043-221-8111